

書記官送達  
R3年1月28日午後 / 時30分

令和3年1月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

課税処分取消等請求控訴事件（原審・東京地方裁判所  
（第1事件）, （第2事件）, （第3事件））

口頭弁論終結日 令和2年12月1日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (第1事件)

(1) 板橋税務署長が平成28年6月29日付けで控訴人に対してした、平成22年11月1日から平成23年10月31日まで、同年11月1日から平成24年10月31日まで、同年11月1日から平成25年10月31日まで及び同年11月1日から平成26年10月31日までの各事業年度の法人税に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。

(2) 板橋税務署長が平成28年6月29日付けで控訴人に対してした、平成24年11月1日から平成25年10月31日まで及び同年11月1日から平成26年10月31日までの各課税事業年度の復興特別法人税に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。

(3) 板橋税務署長が平成28年6月29日付けで控訴人に対してした、平成22年11月1日から平成23年10月31日まで、同年11月1日から平成24年10月31日まで、同年11月1日から平成25年10月31

日まで、同年11月1日から平成26年10月31日まで及び同年11月1日から平成27年10月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。

- (4) 国税不服審判所長が平成29年9月12日付けで控訴人[ ]に対してした、前3項の各処分に係る審査請求を棄却する旨の裁決を取り消す。
- (5) 被控訴人は、控訴人[ ]に対し、330万円及びこれに対する平成28年6月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 3 (第2事件)

- (1) 板橋税務署長が平成28年6月29日付けで控訴人[ ]に対してした、平成22年7月1日から平成23年6月30日まで、同年7月1日から平成24年6月30日まで、同年7月1日から平成25年6月30日まで、同年7月1日から平成26年6月30日まで及び同年7月1日から平成27年6月30日までの各事業年度の法人税に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。
- (2) 板橋税務署長が平成28年6月29日付けで控訴人[ ]に対してした、平成24年7月1日から平成25年6月30日まで及び同年7月1日から平成26年6月30日までの各課税事業年度の復興特別法人税に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。
- (3) 板橋税務署長が平成28年6月29日付けで控訴人[ ]に対してした、平成22年7月1日から平成23年6月30日まで、同年7月1日から平成24年6月30日まで、同年7月1日から平成25年6月30日まで及び同年7月1日から平成26年6月30日までの各課税期間の消費税及び地方消費税に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。
- (4) 国税不服審判所長が平成29年9月12日付けで控訴人[ ]に対してした、前3項の各処分に係る審査請求を棄却する旨の裁決を取り消す。
- (5) 被控訴人は、控訴人[ ]に対し、330万円及びこれに対する平成2

8年6月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

#### 4 (第3事件)

- (1) 板橋税務署長が平成28年6月29日付けで控訴人[ ]に対してした、平成22年6月1日から平成23年5月31日まで、同年6月1日から平成24年5月31日まで、平成25年6月1日から平成26年5月31日まで及び同年6月1日から平成27年5月31日までの各事業年度の法人税に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。
- (2) 板橋税務署長が平成28年6月29日付けで控訴人[ ]に対してした、平成25年6月1日から平成26年5月31日までの課税事業年度の復興特別法人税に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (3) 板橋税務署長が平成28年6月29日付けで控訴人[ ]に対してした、平成23年6月1日から平成24年5月31日まで、平成25年6月1日から平成26年5月31日まで及び同年6月1日から平成27年5月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。
- (4) 国税不服審判所長が平成29年9月12日付けで控訴人[ ]に対してした、前3項の各処分に係る審査請求を棄却する旨の裁決を取り消す。
- (5) 被控訴人は、控訴人[ ]に対し、330万円及びこれに対する平成28年6月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

- 1 控訴人らは、[ ] (以下「[ ]」という。) が代表者であるか、実質的な経営者として経営する会社であるところ、[ ] が複数の接待飲食店 (以下「本件各クラブ」という。) を利用した際の代金について、控訴人らの業務のための交際費として支出したとして、それぞれ、①法人税及び復興特別法人税 (以下「法人税等」という。) の確定申告において、上記支出額を所得の金額の計算上損金の額に算入して申告するとともに、②消費税及び地方消費税 (以

下「消費税等」という。)の確定申告において、上記支出額に係る消費税額を課税標準額に対する消費税額から控除して申告した。しかし、その後に受けた税務調査(以下「本件税務調査」という。)において、上記支出額には■の個人的な飲食代金の金額が含まれているのではないかという指摘を受けたことから、控訴人らは、同指摘に係る支出額の相当部分(以下「本件各支出額」という。)を損金算入せず、■への貸付金とする旨の法人税等及び消費税等の修正申告を行った(以下「本件各修正申告」という。)

板橋税務署長(処分行政庁)は、本件各支出額について、控訴人らが取引先等を接待した事実がないにもかかわらず、これを交際費として総勘定元帳に記載していたことなどが国税通則法68条1項の「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」たことに当たるとして、控訴人らに対し、本件各修正申告に係る重加算税の各賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」という。)をした。

控訴人らは、本件各賦課決定処分を不服として、各審査請求をした(以下「本件各審査請求」という。)が、国税不服審判所長は、本件各審査請求を棄却する旨の各裁決をした(以下「本件各裁決」という。)

- 2 本件は、控訴人らが、本件各支出額は取引先等の接待のために要した交際費であるから、本件各賦課決定処分は課税要件を欠き、その手続にも違法があるなどと主張して、被控訴人に対し、①本件各賦課決定処分の取消し及び②本件各賦課決定処分に係る審査請求を棄却した国税不服審判所長による本件各裁決の取消しを求めるとともに、③本件各賦課決定処分及び本件税務調査における質問検査権の行使が国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項の適用上違法の評価を受けると主張して、控訴人らそれぞれにつき損害賠償金330万円及びこれに対する本件各賦課決定処分の日である平成28年6月29日から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らは、これを不

服として本件各控訴を提起した。

3 関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決5頁25行目の「同社の役員は取締役である■のみである」を「本件当時、同社の役員は取締役である■のみであった」に改める。
- (2) 原判決（別紙4）53頁26行目から54頁1行目にかけての「名目取締役」の次に「であった」を加える。
- (3) 原判決（別紙4）57頁14行目の「質問検査権の必要が全くない」を「質問検査の必要が全くない」に改める。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも棄却すべきであると判断する。その理由は、以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決17頁7行目の「目一杯」を「原文ママ。「目一杯」の意味であることは明らかである。」に改める。
- (2) 原判決20頁7行目末尾に次のとおり加える。

「控訴人らは、上記各メールの内容は専門的で、■には十分に理解できないものであったのに、■税理士は■に説明をしなかったから、■は上記各メールの内容に異議を述べなかったと主張する。しかし、■は、平成28年1月29日に質問調査を受けて（認定事実(2)イ）、本件税務調査において、本件各クラブに係る支出が■の個人的な飲食代金であって、交際費に当たらないのではないかということが問題にされていることは認識していたことも考慮すると、専門的知識がなくても上記各メールの内容は容易に理解できるものであること、■自身、原審の尋問において、上記各メールの内容を理解していたことを否定していないこと（20頁）

及び本件税務調査の経緯（引用にかかる原判決第3の1(2)）からすれば、控訴人らの主張は採用できない。」

(3) 原判決22頁11行目末尾に次のとおり加える。

「この点、控訴人らは、■■■■が様々な者と交流することには人脈を広げるという意味があるなどと主張するが、単に人脈を広げるという抽象的な必要性では事業関係者に対する接待等に要した交際費とは認められない上、同人の陳述書（甲18）には接待の相手方及び業務との関連性について具体的な説明はなく、的確な裏付けもない。」

(4) 原判決23頁11行目末尾に次のとおり加える。

「なお、本件ドラフトと本件各クラブに対する反面調査の結果（本件各集計表）が合致していることについて、控訴人らは、板橋税務署長に8割否認という絶対的な方針があり、それに合わせて■■■■税理士が本件ドラフトを作成し、板橋税務署職員が反面調査を実施したと主張するが、控訴人らの主張する経緯をうかがわせる証拠はない。」

(5) 原判決24頁10行目の「旨を主張する。」から14行目末尾までを次のとおり改める。

「から、■■■■が一人で本件各クラブに行った旨の総勘定元帳の記載に信用性はないと主張する。しかしながら、控訴人らの上記主張は、新たなボトルを注文することが前回注文したボトルを飲み終わっていることを意味するということを前提とするところ、本件各クラブのような接待飲食店では、ホステスの売上増に協力するため、毎回新しいボトルを注文し、いわゆるボトルキープ制度を利用しないこともあるから、控訴人らの上記主張はその前提を欠くものである。」

(6) 原判決26頁1行目末尾に改行して次のとおり加える。

「このほかに、控訴人らは、■■■■に銀座での飲食をごちそうになった旨の■■■■の陳述書（甲17）を提出する。しかし、同陳述書には、■■■■と

本件各クラブに行ったとの記載自体なく、上記(ア)の事実認定は左右されない。」

(7) 原判決26頁12行目冒頭から23行目末尾までを次のとおり改める。

「e 控訴人らは、■■■■の平成28年5月19日付け質問応答記録書（本件調書）について、①本件税務調査において、板橋税務署職員が、■■■■に対し、控訴人らの青色申告の承認を取り消す旨圧力をかけて自白を迫るとともに、本件ホステスの拡大写真を振りかざしながら、■■■■に事情を聞きに行く旨申し向け、言うことを聞かないと、■■■■は若いホステスにうつつを抜かしている旨妻の■■■■に伝える旨言外に脅したこと、②本件税務調査によって■■■■が精神的に疲れ果てて、判断能力の低下した状態で本件調書に署名したことから、本件調書は、任意性を欠くものとして、自白法則（憲法38条2項）により証拠から排除されるべきであり、その信用性も当然に否定されるべきであると主張する。

しかし、上記①については、板橋税務署職員が、手続の説明の一環として青色申告の承認の取消手続について説明し、調査の方法として本件ホステスの写真を示し、■■■■に事情を聞きに行くこと述べたことは被控訴人も認めるところであるが、これを超えて強迫的な言動があったと認めるに足りる証拠はない。そして、板橋税務署職員の上記のような言動があったからといって、本件調書の任意性が直ちに失われるとは認められず、その信用性が減殺されるともいえない。上記②については、■■■■は、■■■■税理士と日程調整をした上で板橋税務署を訪れ、本件調書の作成に応じたのであって（認定事実(2)ク、ケ）、録取された回答も■■■■税理士から事前に報告を受けていた内容に沿うものであったのだから、本件調書に係る質問調査に任意に回答したと認められ、その信用性に疑問を差し挟むべきところはない。

f 控訴人らは、税務調査には憲法38条3項（補強法則）が適用される

ところ、仮に本件調書に任意性及び信用性が認められるとしても、①本件総勘定元帳抜粋は、板橋税務署職員の意を受けた[ ]税理士又は同署職員が、控訴人らの交際費の8割を否認するという方針に基づき、恣意的に金額を選んで丸印を付したものにすぎず、②本件各集計表は、利用人数1名という記載が事実と異なっており、[ ]及び[ ]についてはそもそも売上集計表が証拠として提出されていないから、本件では十分な補強証拠は存在しないと主張する。

しかし、税務調査の目的、機能、権利利益制限の態様・程度、公益性等からすると、税務調査には憲法38条3項（補強法則）は適用がないと解するのが相当である（最高裁昭和47年11月22日大法廷判決・刑集26巻9号554頁、最高裁昭和58年7月14日第一小法廷判決・訟務月報30巻1号151頁参照）。そして、上記①については、第3の1(2)及び2(1)において認定説示した経緯に照らすと、板橋税務署職員の意を受けた[ ]税理士又は同署職員が、控訴人らの交際費の8割を否認するという方針に基づき、恣意的に本件総勘定元帳抜粋を作成したとは認められない（控訴人らは、本件総勘定元帳抜粋は実質的に板橋税務署長（国）と[ ]税理士（[ ]）の共同行為により作成されたものであり、無効であるとも主張するが、本件総勘定元帳抜粋が控訴人らの総勘定元帳からの抜粋であること自体は争っておらず、それにもかかわらず、これを無効とするのは独自の見解といわざるを得ないから、採用できない。）。上記②については、控訴人らは、本件各集計表の記載自体は争っておらず、上記cにおいて説示したとおり、同集計表の利用人数1名という記載が事実とは異なる旨の[ ]の陳述書の信用性には重大な疑義がある。したがって、いずれにしても控訴人らの主張は理由がない。」

(8) 原判決31頁13行目の「原告[ ]の唯一の取締役である」を「本件当



時控訴人[ ]の唯一の取締役であった」に改める。

- 2 よって、原判決は相当であり、本件各控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

白石史子 

裁判官

浅井 憲 

裁判官

湯川克彦 

(別紙)

当 事 者 目 録

[Redacted]	[Redacted]
控 訴 人	[Redacted]
	(以下「控訴人 [Redacted]」という。)
同代表者代表取締役	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
控 訴 人	[Redacted]
	(以下「控訴人 [Redacted]」という。)
同代表者代表取締役	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
控 訴 人	[Redacted]
	(以下「控訴人 [Redacted]」という。)
同代表者取締役	[Redacted]
上記3名訴訟代理人弁護士、	長 谷 川 直 彦
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号	
被 控 訴 人	国
同代表者法務大臣	上 川 陽 子
処 分 行 政 庁	板 橋 税 務 署 長
	山 本 敏 浩
裁 決 行 政 庁	国 税 不 服 審 判 所 長
	東 亜 由 美
指 定 代 理 人	高 橋 紀 子
	小 澤 信 彦
	若 狭 圭 悟

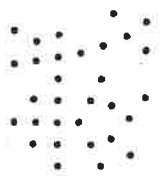
志哉藍和孝美

以上

久欽宗富和

木石園城田沢

鈴木中赤生芦



これは正本である。

令和3年1月28日

東京高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 宮 脇 元 彦

